

省 令

○農林水産省令第七十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七條第一項第一号及び第十六條の三第一項の規
定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正す
る省令を次のように定める。

平成六年十月二十五日

農林水産大臣 大河原太一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
（第七十三号）の一部を次のように改正する。
別表一の一の項植物の欄中「並びにレモン」を
「レモン並びにケンジントン種のマンゴウ」に

改め、同表の二の項植物の欄中「及びランサ属植
物」を「ランサ属植物及びヒロセレウス属植物」
に改め、同表の二の二の項植物の欄中「マンゴウ
属植物」の下に「オーストラリア連邦から発送さ
れ、他の地域を経由しないで輸入されるケンジン
トン種のマンゴウであつて農林水産大臣が定める
基準に適合しているものを除く。」を加える。

別表四の一の項植物の欄中「及びランサ属植物」
を「ランサ属植物及びヒロセレウス属植物」に
改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、
別表一の二の項及び別表四の一の項の改正規定
は、平成六年十一月十日から施行する。